

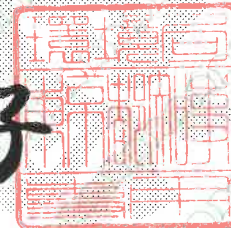
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区京浜島三丁目3番7号

氏名 株式会社いづみ商事
代表取締役 小泉 行弘廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 3月24日

許可の有効年月日 令和 7年 3月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上3種類)

溶 融：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島三丁目3番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.3(t/日)		平成12年3月24日	-----	-----
	金属くず	2.2(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.9(t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	0.8(t/日)		平成19年3月20日	-----	-----

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 3月 24日 新規許可

令和 2年 3月 24日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)